

第11回余市町民自治推進委員会

令和3年12月21日開催

1. 開会 午後6時10分

2. 検討

・余市町自治基本条例に係る答申書(案)について

委員長:答申案の確定に入っていきたいと思います。

委員の皆様のお手元に答申案に対する意見報告が何名かの委員の方からいただいています、それに対する私見を述べた後に御議論いただきたいと思います。

委員長:委員からの御指摘で、17ページ下から4行目、「年を超えない」の4年の4が抜けているのを発見いただきました。何かの拍子に抜けてしまったのでしょうか。

委員長:次に10ページ下から9行目、「いまの条例は、受け身で書かれていると思う」を私が「(略)書かれていると考える」に修正したのですが、委員から「(略)書かれているので、」とした方が良いとの意見があり、私は、御指摘どおり修正したいと思いましたが、皆様の御意見いかがでしょうか。

委員:意見なし 修正

委員長:次に「子供の権利とありますが、子供の年齢層に幅があるように思います。」との御意見がありました。

委員長:「児童の権利に関する条約」、「児童福祉法」は、満18歳未満の者となっている。答申書では特に子供の定義は入れないで子供について議論しております。子供の範囲につきましては、町長の側で検討いただくことになると思いますので、原案どおりでよいのではないかと思います。委員会では、制度設計までは踏み込まないということになります。

委員:子供を一括りにしているのが気になる。

委員長：「幅」はあるかと思いますが、どういう層の子供に、どのような政策をするのかの制度設計は、町長の側でお考えいただきたいという趣旨です。

委員長：原案どおりでよろしいでしょうか。

委員：意見なし 了承

委員長：「不思議だな、変だな、イヤだな」と思うことに対して、という表現に違和感がありました。

小学生の子供たちは、楽しいことならいくらでも話してくれますが、嫌なことはあまり話さないのではないのでしょうか。との御意見がありました。

提案は「正直な言葉を自由に発言できる環境の整備」にあり、今回の御意見いただいた委員も生徒から嫌なことや理不尽なことを打ち明けられたこともある」と述べている。私は、(ココだけ)生々しい表現に「違和感」「抵抗感」があったが、本答申の「個性」として、アリかと考えている。

委員：前回の委員会でも今回の話があったと思う。

委員長：そうです。確かそれで私が引き取らせていただいた。それで本答申の「個性」としてアリかと考えてあえて原案どおりとしたいと思います。

委員：子供の権利のところでは、このままでは、この条例を子供たちは読まないのではないかと考え、あえて子供たちに馴染みのある言葉を使った。この言葉に子供たちが、気が付いてくれただけでも十分だと考え、あえてこの言葉を入れた。

委員長：私はそのことを尊重いたしまして原案どおりと考えております。

委員：意見なし 原案どおり

委員長：同じく「余市川のジェットスキー」につきましても御意見をいただいております、この条例に関連がある規定は見つからなかったのも、個別の条例で規制することになる。しかしながら余市川は2級河川になると思いますので、管理者は北海道知事となりますし危険性となると北海道警察となりますので、いずれにしま

しても北海道の条例でということになりますので、この条例につきましては、原案どおりでよろしいかと考えますがいかがでしょうか。

委員：意見なし 修正なし

委員長：これまで協議の中で「子供の権利条約」を使っていましたが、正式には、「児童の権利に関する条約」が正式なのでこちらに修正いたします。

委員：意見なし 修正

委員長：他に御意見ありますでしょうか。

委員長：それでは、特に御意見がないようでしたら、御異議なしと認めまして、余市町民自治基本条例に係る答申書を委員会として確定し、町長へ提出したいと思えます。

【答申書提出】

【町長挨拶】

【委員長挨拶】

委員長：以上で本日の議題は終了となりました。御協議いただきありがとうございました。

また任期中の会議は、本日で終了とのことでございます。委員の皆様におかれましては、これまで御協議いただきありがとうございました。

閉会 午後6時32分